内閣衆質一六九第五〇九号

平成二十年六月二十日

内閣総理大臣 福 田 康 夫

衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの管理方法についての説明に関する質問に対し、 別紙答

弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの管理方法についての説明に関する質問に対する答

弁書

一及び二について

ワインの異動とは、 使用、 取得等によりワインの数量に変動があることを意味する。

三について

物品管理簿においては、 購入年度別の管理は行っておらず、ワインについても一定期間に購入した銘柄

ごとの残数を物品管理簿に記録することはしていないが、 物品管理法 (昭和三十一年法律第百十三号)等

の関連法令上必要とされる事項を記載又は記録した物品管理簿等を適正に作成することにより、ワインを

適切に管理 ・使用していることは先の答弁書 (平成二十年四月二十二日内閣衆質一六九第二八九号) 五及

び九について等で繰り返し述べたとおりであり、答弁に御指摘のような齟齬はないと考える。